



福島医発第738号(地)
平成23年 6月18日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

(財) 労災保険情報センター地方事務所の廃止に伴う援護貸付事業
及び共済事業に係る関係規程等の改正について

(財) 労災保険情報センター(R I C)が厚生労働省から委託を受けて実施しておりました労災診療費の審査点検等(診療費請求内訳書(レセプト)の事務的な事前点検等)に係る事業につきまして、平成23年度中(福岡事務所は9月30日付)に廃止され、都道府県労働局(以下、「労働局」という。)へ集約化されることとなりました。

これに伴い、R I C地方事務所(以下、「地方事務所」という。)が順次廃止され、廃止以降はR I Cが実施する援護貸付事業及び共済事業に係る事務は全てR I C本部にて実施することとなるため、当該事業に係る関係規程等につきまして、別添のとおり改正されることとなった旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、地方事務所廃止後の当該事業に係るR I C契約医療機関(以下、「契約医療機関」という。)の具体的な手続き等は下記のとおりとなっております。

記

1. 援護貸付契約(労災診療費の立替払い)

従来、R I Cに提出していたレセプト等を都道府県労働局に提出することとなりますが、労働局がR I Cに貸付に必要な情報提供を行うことにより、貸付申込を可能とします。(これにより契約医療機関が直接R I C本部に個別に貸付の申込をする必要はありません。)

ただし、契約医療機関から労働局に対して、R I Cへ必要な情報を提供するよう依頼する必要があります。依頼方法については以下のうちいずれか1つを選択することができます。

小郡三井医師会より

労災担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽

(1) 一括依頼を希望する場合

- ・対象：既契約医療機関
- ・方法：R I Cが一括して労働局に依頼の手続きを行うことに同意する。(期日までに個別依頼((2)をご参照))の申出を行わない場合は、一括依頼に同意したものとみなされるため、同意書等を提出する必要はありません。)

(2) 個別依頼を希望する場合

- ・対象：新規契約医療機関及び(1)の方法を希望しない既契約医療機関
- ・方法：添付資料3「労災診療援護貸付のための依頼書」に記入の上、期日までにR I C本部あてに送付する。
- ・期日：福岡事務所廃止前にR I Cより別途周知される予定です。

2. 共済契約（共済補償費（不支給決定に伴う差額の補償）の支給）

(1) 事務処理のR I C本部への移行時期

平成23年10月1日

(2) 共済補償費の請求

従来の社会保険診療報酬明細書(写)に加え、労働局へ請求した労災診療費請求内訳書(レセプト)の写しをR I C本部へ提出する。

3. その他

R I Cに契約医療機関からレセプト情報が提供されることに変更はありませんが、労災診療費の審査点検事務等が労働局に集約され、契約医療機関からの労災診療費に係るレセプト等の提出先が労働局に変更されることに伴い、契約医療機関におきましては、被災労働者に係る個人情報(R I C事業に利用されることについて、改めて院内掲示等により被災労働者へ周知する必要があります。

そこで、添付資料4のとおり、被災労働者への周知のための院内掲示例が作成されております。同文書につきましては、厚生労働省担当部局も確認済みのものでありますので、必要に応じてご活用下さい。

平成23年6月10日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

藤 川 謙



(財) 労災保険情報センター地方事務所の廃止に伴う援護貸付事業
及び共済事業に係る関係規程等の改正について

(財) 労災保険情報センター (R I C) が厚生労働省から委託を受けて実施しておりました労災診療費の審査点検等 (診療費請求内訳書 (レセプト) の事務的な事前点検等) に係る事業につきまして、平成23年度中 (7月から12月までの間) に廃止され、都道府県労働局 (以下、「労働局」という。) へ集約化することとなりましたことは、平成23年2月1日付け (保198) により、ご連絡申し上げたところであります。

これに伴い、R I C 地方事務所 (以下、「地方事務所」という。) が順次廃止され、廃止以降はR I C が実施する援護貸付事業及び共済事業に係る事務は全てR I C 本部にて実施することとなるため、当該事業に係る関係規程等につきまして、添付資料のとおり改正されることとなりましたので、ご連絡申し上げます。

地方事務所廃止後の当該事業に係るR I C 契約医療機関 (以下、「契約医療機関」という。) の具体的な手続き等は下記のとおりとなっておりますので、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

本件に関し、6月末で地方事務所が廃止される12県の契約医療機関につきましては、添付資料1から5 (返信用封筒含む) を6月中旬までに直接送付するとともに、あらためて12地方事務所から都道府県医師会に訪問の上、ご説明申し上げる予定と聞いておりますので、その際にはご対応いただきますようお願いいたします。

なお、8月末以降に地方事務所が廃止される上記12県以外の都道府県 (添付資料2をご参照) につきましても、地方事務所廃止前に同様の対応を行うこととなっておりますので、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 援護貸付契約 (労災診療費の立替払い)

従来、R I C に提出していたレセプト等を都道府県労働局に提出することとなりますが、労働局がR I C に貸付に必要な情報提供を行うことにより、貸付申込を可能とします。(これにより契約医療機関が直接R I C 本部に個別に貸付の申込をする必要はありません。)

ただし、契約医療機関から労働局に対して、R I C へ必要な情報を提供するよう依頼する必要があり、依頼方法については以下のうちいずれか1つを選択することができます。

(1) 一括依頼を希望する場合

- ・対象：既契約医療機関
- ・方法：R I Cが一括して労働局に依頼の手続きを行うことに同意する。（期日までに個別依頼（（2）をご参照）の申出を行わない場合は、一括依頼に同意したものとみなされるため、同意書等を提出する必要はありません。）

(2) 個別依頼を希望する場合

- ・対象：新規契約医療機関及び（1）の方法を希望しない既契約医療機関
- ・方法：添付資料3「労災診療援護貸付のための依頼書」に記入の上、期日までにR I C本部あてに送付する。
- ・期日：①6月末で地方事務所が廃止される12県
平成23年6月24日
②①以外の都道府県
地方事務所廃止前にR I Cより別途周知される予定です。

2. 共済契約（共済補償費（不支給決定に伴う差額の補償）の支給）

(1) 事務処理のR I C本部への移行時期

- ・6月末に地方事務所を廃止する県：7月1日
- ・8月末に地方事務所を廃止する県：9月1日
- ・その他の都道府県：地方事務所の廃止時期にかかわらず10月1日

(2) 共済補償費の請求

従来の社会保険診療報酬明細書（写）に加え、労働局へ請求した労災診療費請求内訳書（レセプト）の写しをR I C本部へ提出する。

3. その他

R I Cに契約医療機関からレセプト情報が提供されることに変更はありませんが、労災診療費の審査点検事務等が労働局に集約され、契約医療機関からの労災診療費に係るレセプト等の提出先が労働局に変更されることに伴い、契約医療機関におきましては、被災労働者に係る個人情報にR I C事業に利用されることについて、改めて院内掲示等により被災労働者へ周知する必要があります。

そこで、添付資料4のとおり、被災労働者への周知のための院内掲示例が作成されております。同文書につきましては、厚生労働省担当部局も確認済みのものでありますので、必要に応じてご活用下さい。

(添付資料)

1. 労災診療援護貸付金貸付契約・労災診療共済契約締結の労災指定医療機関の皆様へ
(平 23.6.9 財団法人労災保険情報センター理事長)
2. 都道府県別地方事務所廃止予定一覧表 (平 23.6.9 現在)
3. 労災診療援護貸付金貸付のための依頼書
4. 労災保険により診療を受けられる患者様へ 個人情報の利用について (お知らせ)
5. 労災診療援護貸付金貸付規程等

労災診療援護貸付金貸付契約・労災診療共済契約締結の 労災指定医療機関の皆様へ

平成23年6月9日

平素は（財）労災保険情報センターの業務運営にご支援ご協力をいただいておりますことにつき、厚くお礼申し上げます。

さて、当財団の地方事務所は、国の事業見直しに伴い平成23年7月から12月までの間で、順次、廃止する運びとなりました（同封の「都道府県別廃止予定一覧表」をご参考下さい。）。

当財団の地方事務所を廃止した後の労災診療援護貸付契約（以下「援護貸付契約」といいます。）及び労災診療共済契約（以下「共済契約」といいます。）にかかる手続きは、すべて当財団本部で行うこととなりますが、それに伴い、お手数をおかけいたしますが以下のお願いがございます。

I 援護貸付契約

○ 集約化後、契約指定医療機関様からは、直接、当財団の本部に貸付の申込をしていただく必要がありますが、契約指定医療機関様の負担軽減を図るため、当財団に対し、労働局から貸付に必要な情報提供を受けることをもって、貸付申込みとすることを予定しております。そのためには、労働局に対して、当財団へ貸付に必要な情報を提供することのご依頼をして頂くことが必要となります。

- ・ **一括した依頼を希望される契約指定医療機関様**

ご同意を頂ければ、当財団が一括して労働局に依頼の手続きを行うことを予定しておりますので、個別の依頼をして頂く必要はありません。

- ・ **個別の依頼を希望される契約指定医療機関様**

お手数ですが、同封の「労災診療援護貸付のための依頼書」にご記入の上、平成23年6月24日までに、返信用封筒により当財団宛ご送付頂きますようお願い申し上げます。

つきましては、前同日までにご送付がない場合は、当財団で取りまとめて労働局に依頼することに、ご同意頂いたものとさせて頂きたく存じます。その場合には、「労災診療援護貸付のための依頼書（一括）」にて、当財団から労働局に依頼書を送付させていただきます。

Ⅱ 共 済 契 約

○ 6月末及び8月末に地方事務所を廃止する県につきましては、各々7月1日、9月1日から、その他の都道府県につきましては、地方事務所の廃止時期にかかわらず10月1日から、当財団本部ですべての事務処理を行うこととなります。

- ・ 集約化以後、当共済補償費の請求をされる場合は、従来ご提出頂いておりました社会保険診療報酬明細書（写）に加えて、労働局へ請求されました労災診療費請求内訳書（写）をご提出されるようお願い申し上げます。

Ⅲ 関係規程の改正等

○ 労働局への集約化に対応するため、援護貸付契約の基礎になっております「労災診療援護貸付金貸付規程」及び「労災診療共済規程」につき必要な改正を行うことといたしました。

- ・ 誠に恐縮ですが、同封の両規程をご一読頂きますようお願い申し上げます。

○ 個人情報の取扱いには、日頃よりご尽力をいただいておりますが、労災保険の患者様の個人情報が、援護貸付及び共済事業に利用されることについても、労災患者様への周知等にご留意をお願いします。参考までに独自の院内掲示例を同封しましたので、必要があればご活用ください。また、既存の院内掲示、労災による受診手続きの案内文に同趣旨の内容を付け加えて頂く等の取組も考えられます。

都道府県労働局への審査点検業務の集約化に伴ったお願いは以上であります。援護貸付及び共済事業の内容自体は従来と変更ありませんので、今後とも引き続き援護貸付及び共済事業に対するご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

財団法人 労災保険情報センター
理事長 林 勝利

問い合わせ先

東京都文京区後楽 1-4-25

（財）労災保険情報センター

電話 03-5684-5516

fax 03-5684-5521

e-mail nagata-dai@rousai-ric.or.jp 担当 永田、堤

平成 23 年 6 月 9 日現在

都道府県別地方事務所廃止予定一覧表

【平成 23 年 6 月 30 日付】

青森事務所、秋田事務所、新潟事務所、富山事務所、石川事務所、山梨事務所、
岐阜事務所、愛知事務所、三重事務所、山口事務所、香川事務所、愛媛事務所
12 事務所

【平成 23 年 8 月 31 日付】

大分事務所

1 事務所

【平成 23 年 9 月 30 日付】

栃木事務所、群馬事務所、埼玉事務所、福井事務所、長野事務所、静岡事務所
滋賀事務所、京都事務所、奈良事務所、島根事務所、岡山事務所、広島事務所
福岡事務所、長崎事務所、鹿児島事務所

15 事務所

【平成 23 年 10 月 31 日付】

山形事務所、福島事務所、茨城事務所、和歌山事務所、鳥取事務所、
徳島事務所

6 事務所

【平成 23 年 11 月 30 日付】

北海道事務所、岩手事務所、宮城事務所、千葉事務所、東京事務所、神奈川事
務所、大阪事務所、兵庫事務所、高知事務所、佐賀事務所、熊本事務所
宮崎事務所、沖縄事務所

13 事務所

(備考)

労働局への集約化は、地方事務所廃止日の翌日になります。

(様式第 6 号)

労災診療援護貸付金貸付のための依頼書

平成 年 月 日

厚生労働省 労働局長 殿

(財団法人労災保険情報センター経由)

労災指定病院の {	番 号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
	所在地									
	名 称									
代表者若しくは責任者名	印									

私が、財団法人労災保険情報センター（東京都文京区後楽1丁目4番25号
理事長 林 勝利）と労災診療援護貸付金貸付契約を締結するにあたり、当該
貸付を受けるために必要な事項を、今後、貴殿から財団法人労災保険情報センタ
ーに提供していただくようご依頼します。

なお、特に私が異議を申し出ない限り、労災診療費の請求の都度、必要な情報
提供を行っていただくようお願いします。

労災保険により診療を受けられる患者様へ
個人情報の利用について(お知らせ)

当院は、国から労災保険の診療費の支払いを受けるに当たり、従前より財団法人労災保険情報センター(※)が実施する医療機関への支援事業を利用しており、今後も継続して当該支援を受けるために、同財団に対して引き続き必要な情報を提供することとしております。

※ 財団法人労災保険情報センターとは、労災保険に関する情報の発信や労災保険の診療費に関し労災指定医療機関等に対する支援を行うことを主な事業とする特例民法法人です。

(医療機関名)

上記について、同意しがたい場合はその旨申し出下さい。お申し出がない場合は、同意して頂いたものとして取り扱わせていただきます。また、これらの申し出はいつでも撤回変更等することが可能です。

労災診療援護貸付金貸付規程等

労災診療援護貸付金貸付規程

労災診療援貸付金貸付規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人労災保険情報センター（以下「センター」という。）の行う労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）に係る労災診療援護貸付金の貸付け（以下「貸付け」という。）について、その具体的な実施の方法を定め、当該事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 貸付契約の締結等

(貸付対象者)

第2条 貸付けを受けることができる者は、労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の病院又は診療所（以下「指定病院等」という。）であって、センター理事長（以下「理事長」という。）と労災診療援護貸付金貸付契約を締結した者（以下「貸付契約者」という。）とする。

(契約の申込み)

- 第3条 指定病院等が、貸付契約の申込みをしようとするときは、労災診療援護貸付金貸付契約申込書を、理事長に提出するものとする。
- 2 前項の申込書には、理事長に対して診療費を代理受領する権限の委任状及び都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）に提出する指定病院等登録（変更）報告書並びに厚生労働省労働基準局長に対して診療費をセンターが代理受領することを受任したことの通知書を添えるものとする。

(契約の成立)

- 第4条 貸付契約は、理事長がその申込みを承諾したときに成立し、そのときから効力を生ずるものとする。
- 2 理事長は、貸付契約の申込みを承諾したときは、貸付契約者に労災診療援護貸付金貸付契約承諾書により通知するものとする。

(契約の解除)

- 第5条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、貸付契約を解除することができるものとする。
- 一 貸付契約者が、指定病院等の取消しを受けたとき
 - 二 貸付契約者が、偽りその他不正の行為等によって貸付けを受け、又は受けようとしたとき
 - 三 貸付契約者が、本規程又は貸付契約に違反したとき
 - 四 貸付契約者から貸付契約の解除の申出があったとき
 - 五 その他貸付契約を継続することが不適当と認められるとき

- 2 理事長は、前項の規定により貸付契約を解除する場合、貸付契約者に対して遅滞なく労災診療援護貸付金貸付契約の解除通知書にその理由を記入して通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の通知（第1項第1号及び第4号の規定による解除に係る通知を除く。）を行う場合は、あらかじめ貸付契約者に対して弁明の機会を与えなければならないものとする。

第6条 理事長は、前項の規定により貸付契約を解除したときは、貸付契約者に対して労災診療援護貸付金貸付契約解除に伴う精算不足金に係る返済請求書（以下本条において「請求書」という。）を送付し、未返済の貸付金の全額を返済させるものとする。

- 2 前項の請求に係る金額の返済期限は、請求書発送の日から20日とする。

第7条 貸付契約者が、貸付契約を解除しようとするときは、労災診療援護貸付金貸付契約解除届を、理事長に提出するものとする。

第3章 貸 付 け

（貸付条件等）

第8条 貸付けの条件は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 貸付けは、貸付契約者が労働局長に対し請求した診療費（診療費請求内訳書ごとに1単位とする。以下単に「診療費」という。）につき、これと同額の金銭（貸付決定の日までに、労働局長又は労働基準監督署長により当該貸付けの基礎となる診療費の額が不支給決定、査定等により増減額されたものについては、その増減額された後の金額と同額の金銭とする。）を貸付契約者の貸付けの申込みに基づいて、当該貸付契約者に貸付けることにより行うものとする。
- 二 貸付けは、暦月単位で月1回とし、貸付契約者が指定する金融機関の口座に貸付金の総額を一括して振込むものとする。ただし、センターが定める貸付申込締切日を過ぎて貸付けの申込みがあったものについては、翌月に貸付けを行うものとする。
- 三 自然災害等の不可抗力その他の事情により、前号による貸付けができない場合は、センターは貸付金の振込みを翌月以降に行うことができるものとする。
- 四 貸付契約者は、診療費請求書及び診療費請求内訳書（以下「診療費請求書等」という。）の行政機関への提出及び貸付金の貸付けの基礎とした診療費受領の権限を理事長に委任するものとする。
- 五 貸付金の返済の期限は、厚生労働省により、当該貸付金の貸付けの基礎となる診療費の支出決定（当該診療費の支出の基礎となる療養の給付の不支給決定等の理由により、支出額0円となる場合を含む。）が行われた日に到来するものとし、貸付金の返済は、理事長が代理受領した診療費を充当して行うものとする。
- 六 前号の場合において、充当すべき診療費の額が当該貸付金の額に満たないと

き（差押えその他の事情により、理事長が当該診療費を代理受領できない場合を含む。）は、翌月の貸付金の総額から未返済の貸付金相当額を控除して返済に充当することとし、その残額を貸付契約者が指定する金融機関の口座に振込むものとする。この場合において、当該翌月の貸付けについては、当該控除前の貸付金を貸付けたものとみなす。

七 前号により貸付金の全額の返済が完了しないときは、当該翌月の翌月の貸付金の総額から未返済の貸付金相当額を控除して返済に充当することとし、その残額を貸付契約者が指定する金融機関の口座に振込むものとする。この場合において、当該翌月の翌月の貸付けについては、当該控除前の貸付金を貸付けたものとみなす。

八 前号により貸付金の全額の返済が完了しないときは、センターはその旨を貸付契約者に通知し、未返済の金額を請求するものとする。

九 理事長が代理受領した診療費が貸付金の未返済額を上回るときは、理事長は、その差額を貸付契約者が指定した金融機関の口座に振込むものとする。

十 貸付金に充当する予定の診療費は、譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。

十一 貸付金には利子を付さないものとする。

十二 金融機関の振込手数料は、センターが負担するものとする。

（貸付けの申込み）

第9条 貸付契約者は、貸付申込み締切日までに、貸付けの申込みを理事長に行うこととする。

2 貸付契約者が、労働局長に対し、貸付けに必要な事項を理事長に提供することを依頼し、労働局長からその提供があった場合は、理事長は貸付けの申込があったとみなして、これを受理する。

（貸付決定及び通知）

第10条 理事長は、センターが定める貸付申込締切日までに提出された貸付けの申込みを受理したときは、これを審査した上で、貸付けの可否及び貸付金額を暦月単位で月1回決定する。

2 理事長は、貸付けの決定をしたときは、貸付契約者が指定した金融機関の口座に貸付金の総額を振込むとともに、労災診療援護貸付金貸付・診療費等支払充当振込通知書（以下「支払充当通知書」という。）及び診療費請求に係る労災診療援護貸付金額内訳書を貸付契約者に送付する。

（貸付けの拒否）

第11条 理事長は貸付契約者が、第5条第1項第1号、第2号、第3号及び第5号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けを拒否することができるものとする。

2 理事長は、貸付けを拒否することを決定したときは、労災診療援護貸付金貸付申込拒否通知書にその理由を記入して通知するものとする。

(貸付金の精算手続等)

第 12 条 理事長は、第 8 条第 5 号の規定により理事長が代理受領した診療費を貸付金額の返済に充当したときは、支払充当通知書及び労災診療援護貸付金額に対する診療費支払充当内訳書（以下「支払充当内訳書」という。）を貸付契約者に送付するものとする。

2 理事長は、第 8 条第 6 号又は第 7 号の規定により翌月又はその翌月の貸付金の総額から不足額を控除して返済に充当したときは、前項の支払充当通知書及び支払充当内訳書を貸付契約者に送付する。

3 理事長は、第 8 条第 8 号の規定により未返済の金額を請求するときは、貸付契約者に労災診療援護貸付金精算不足金返済請求書（以下本条において「請求書」という。）を送付することによって行う。

4 前項の請求に係る金額の返済期限は、請求書発送の日から 20 日とする。

(貸付金の還付手続)

第 13 条 理事長は、第 8 条第 9 号の規定により代理受領した診療費が貸付金の未返済額を上回るときは、労災診療被災労働者援護事業還付金振込通知書を貸付契約者に送付する。

第 4 章 雑 則

(届出事項)

第 14 条 貸付契約者は、貸付契約を締結した後に病院等の住所、名称及び代表者の氏名又は労災診療援護貸付金貸付契約申込書に記載した取引金融機関若しくは口座を変更したときは、すみやかに労災診療援護貸付金貸付契約届出事項の変更届により理事長に届出を行うものとする。

(本規程の改正)

第 15 条 この規程を改正するときは、理事長は、改正の効力が生じる日の少なくとも 2 週間前に改正の内容及び理由を記載した通知書を全貸付契約者に対し、その届出た住所地に発しなければならないものとする。

2 前項の通知書が発せられなかった貸付契約者に対しては、センターは、前項の規程の改正を主張できないものとする。

(委 任)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、労災診療援護貸付金の貸付けに関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成元年 10 月 1 日から実施する。

- 2 貸付契約が効力を生ずる日前に診療費の請求が行われ、貸付契約が効力を生じた日以後においても未だ支払いが行われていないものについても、労災診療援護貸付金の貸付けを行うことができるものとする。

附 則（平成 17 年 3 月 16 日 規程第 5 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 25 日から実施する。

附 則（平成 17 年 3 月 29 日 規程第 15 号）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 19 年 7 月 13 日 規程第 6 号）

この規程は、平成 19 年 7 月 13 日から実施する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日 規程第 8 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 22 年 12 月 21 日 規程第 21 号）

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 6 月 9 日 規程第 2 号）

- 1 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から実施する。

- 2 国からの委託である労災診療費審査体制等充実強化対策事業が廃止となっていない地方事務所にあっては、廃止となる月の前日までは、なお本改正前の規程を適用する。

労災診療援護貸付金貸付規程（自治体立病院用）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、財団法人労災保険情報センター（以下「センター」という。）の行う労災診療被災労働者援護事業（以下「援護事業」という。）に係る労災診療援護貸付金の貸付け（以下「貸付け」という。）についてその具体的な実施の方法を定め、当該事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 貸付契約の締結等

（貸付対象者）

第2条 本規程に基づき貸付けを受けることができる者は、労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の病院又は診療所（以下「指定病院等」という。）のうち地方公共団体の経営する病院又は診療所（以下「自治体立病院等」という。）であって、センター理事長（以下「理事長」という。）と労災診療援護貸付金貸付契約を締結した者（以下「貸付契約者」という。）とする。

（契約の申込み）

第3条 自治体立病院等が、貸付契約の申込みをしようとするときは、労災診療援護貸付金貸付契約申込書を、理事長に提出するものとする。

（契約の成立）

第4条 貸付契約は、理事長がその申込みを承諾したときに成立し、そのときから効力を生ずるものとする。

2 理事長は、貸付契約の申込みを承諾したときは、貸付契約者に、労災診療援護貸付金貸付契約承諾書により通知するものとする。

（契約の解除）

第5条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、貸付契約を解除することができるものとする。

- 一 貸付契約者が、指定病院等の取消しを受けたとき
- 二 貸付契約者が、偽りその他不正の行為等によって貸付けを受け、又は受けようとしたとき
- 三 貸付契約者が、本規程又は貸付契約に違反したとき
- 四 貸付契約者から貸付契約の解除の申出があったとき
- 五 その他貸付契約を継続することが不適当と認められるとき

2 理事長は、前項の規定により貸付契約を解除する場合、貸付契約者に対して遅滞なく労災診療援護貸付金貸付契約の解除通知書により、その理由を記入して通知するものとする。

3 理事長は、前項の通知（第1項第1号及び第4号の規定による解除に係る通知を除く。）を行う場合は、あらかじめ貸付契約者に対して弁明の機会を与えなければならないものとする。

第6条 理事長は、前条の規定により貸付契約を解除したときは、貸付契約者に対して労災診療援護貸付金貸付契約解除に伴う貸付金返済請求書（以下本条において「請求書」という。）を送付し、未返済の貸付金の全額を返済させるものとする。

2 前項の請求に係る金額の返済期限は、請求書発送の日から10日とする。

第7条 貸付契約者が貸付契約を解除しようとするときは、労災診療援護貸付金貸付契約解除届を、理事長に提出するものとする。

第3章 貸 付 け

（貸付条件等）

第8条 貸付けの条件は、次の各号に定めるとおりとする。

一 貸付けは、貸付契約者が都道府県労働局長（以下「労働局長」という。）に対し請求した診療費（診療費請求内訳書ごとに1単位とする。以下単に「診療費」という。）につき、これと同額の金銭（貸付決定の日までに、労働局長又は労働基準監督署長において当該貸付けの基礎となる診療費の額が不支給決定、査定等により増減額されたものについては、その増減額された後の金額と同額の金銭とする。）を貸付契約者の貸付けの申込みに基づいて当該貸付契約者に貸付けることにより行うものとする。

二 貸付けは、暦月単位で月1回とし、貸付契約者が指定する金融機関の口座に貸付金の総額を一括して振込むものとする。ただし、センターが定める貸付申込締切日を過ぎて貸付けの申込みがあったものについては、翌月に貸付けを行うものとする。

三 自然災害等の不可抗力その他の事情により、前号による貸付けができない場合は、センターは貸付金の振込みを翌月以降に行うことができるものとする。

四 貸付金の返済の期限は、厚生労働省により、当該貸付金の貸付けの基礎となる診療費の支出決定（当該診療費の支出の基礎となる療養の給付の不支給決定等の理由により、支出額0円となる場合を含む。）が行われた日に到来するものとする。

五 貸付金には利子を付さないものとする。

六 金融機関の振込手数料は、センターが負担するものとする。

（貸付けの申込み）

第9条 貸付契約者は、貸付申込締切日までに労災診療援護貸付金貸付申込書（以下「貸付申込書」という。）を、理事長に提出するものとする。

（貸付決定及び通知）

第 10 条 理事長は、センターが定める貸付申込締切日までに提出された貸付申込書を受理したときは、これを審査した上で、貸付けの可否及び貸付金額を暦月単位で月 1 回決定する。

2 理事長は、貸付けの決定をしたときは、貸付契約者が指定した金融機関の口座に貸付金の総額を振込むとともに、労災診療援護貸付金振込通知書及び診療費請求に係る労災診療援護貸付金額内訳書を貸付契約者に送付する。

(貸付けの拒否)

第 11 条 理事長は、貸付契約者が、第 5 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 5 号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付けを拒否することができるものとする。

2 理事長は、貸付けを拒否することを決定したときは、労災診療援護貸付金貸付申込拒否通知書に、その理由を記入して通知するものとする。

(貸付金の返済)

第 12 条 理事長は、第 8 条第 4 号の規定により返済期限の到来した貸付金について返済の請求をするときは、労災診療援護貸付金返済請求書（以下本条において「請求書」という。）を貸付契約者に送付するものとする。

2 前項の請求に係る金額の返済期限は、請求書発送の日から 10 日とする。

(会計年度の切替えに伴う貸付金の再貸付け)

第 12 条の 2 貸付契約者は、会計年度の切替時において、返済期限の到来していない貸付金について返済を行った場合は、当該返済金の額の範囲内で、貸付金の再貸付けを申込みことができるものとする。この場合、貸付契約者は、労災診療援護貸付金再貸付申込書（以下「貸付金再貸付申込書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、提出された貸付金再貸付申込書の内容を審査し、再貸付けを決定したときは、次の会計年度の初日以降に貸付契約者が指定した金融機関の口座に貸付金を振込むとともに労災診療援護貸付金再貸付振込通知書を貸付契約者に送付する。

3 前項の規定により貸付けた貸付金の返済の期限は、第 1 項の返済された貸付金が返済されなかったものとみなして、第 8 条第 4 号の定めるところによる。

第 4 章 雑 則

(届出事項)

第 13 条 貸付契約者は、貸付契約を締結した後に病院等の住所、名称及び代表者の氏名又は労災診療援護貸付金貸付契約申込書に記載した取引金融機関若しくは口座を変更したときは、すみやかに労災診療援護貸付金貸付契約届出事項変更届により理事長に届出を行うものとする。

(本規程の改正)

- 第 14 条 この規程を改正するときは、理事長は、改正の効力が生じる日の少なくとも 2 週間前に改正の内容及び理由を記載した通知書を全貸付契約者に対し、その届出た住所地に発しなければならないものとする。
- 2 前項の通知書が発せられなかった貸付契約者に対しては、センターは、前項の規程の改正を主張できないものとする。

(委 任)

- 第 15 条 この規程に定めるもののほか、労災診療援護貸付金の貸付けに関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 貸付契約が効力を生ずる日前に診療費の請求が行われ、貸付契約が効力を生じた日以後においても未だ支払が行われていないものについても、労災診療援護貸付金の貸付けを行うことができるものとする。

附 則（平成 3 年 1 月 16 日規程第 9 号）

この規程は、平成 3 年 2 月 15 日から実施する。

附 則（平成 22 年 12 月 21 日規程第 22 号）

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から実施する。

附 則（成 23 年 6 月 9 日規程第 3 号）

- 1 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 国からの委託である労災診療費審査体制等充実強化対策事業が廃止となっていない地方事務所にあつては、廃止となる月の前日までは、なお本改正前の規程を適用する。

勞災診療共済規程

労災診療共済規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人労災保険情報センター（以下「センター」という。）が行う労災診療共済事業（以下「共済事業」という。）について、その具体的な実施の方法を定め、当該事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 労災診療共済契約の締結等

(契約の申込)

第2条 労働者災害補償保険法施行規則第11条第1項の病院又は診療所（以下「指定病院等」という。）が、労災診療共済契約（以下「共済契約」という。）の申込をしようとするときは、労災診療共済契約申込書（様式第1号）を、センター理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(契約の成立)

第3条 共済契約は、理事長がその申込を承諾したときに成立し、そのときから効力を生ずるものとする。

2 理事長は、共済契約の申込を承諾したときは、共済契約の申込をした指定病院等（以下「共済契約者」という。）に労災診療共済契約承諾書（様式第2号）により通知するものとする。

(契約の解除)

第4条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除することができるものとする。

- 一 共済契約者が、指定病院等の取消を受けたとき
- 二 共済契約者が、偽りその他不正の行為等によって補償費の支払を受け又は受けようとしたとき
- 三 共済契約者が、本規程又は共済契約に違反したとき
- 四 共済契約者が、労災診療援護貸付金貸付契約を解除したとき等共済契約を継続することが不適当と認められるとき
- 五 共済契約者から共済契約の解除の申出があったとき

2 理事長は、前項の規定により共済契約を解除する場合、共済契約者に対して遅滞なく労災診療共済契約解除通知書（様式第3号）にその理由を記入して通知するものとする。

3 理事長は、前項の通知（第1項第1号及び第5号の規定による解除に係る通知を除く。）を行う場合は、あらかじめ共済契約者に対して弁明の機会を与えなければならないものとする。

第5条 共済契約者が、共済契約を解除しようとするときは、労災診療共済契約解除届（様式第4号）を、理事長に提出するものとする。

第3章 補償費の支払等

（補償の対象となる診療費）

第6条 共済事業の補償の対象は、共済契約者が労働者災害補償保険法第13条第1項又は第22条第1項に基づく請求（再発にかかるものを除く。以下「療養の給付」という。）により被災労働者の診療を行い、労働局又は労働基準監督署へ請求した診療費について、所轄労働基準監督署長が不支給の決定を行い、診療費の支払がされなくなったもののうち、健康保険法施行規則第53条又は国民健康保険法第36条3項に規定する療養の給付に係る手続を保険者に行ったものとする。

ただし、理事長が労災診療共済事業運営委員会の議決を経て指定する傷病にかかる診療費については、対象外とする。

- 2 被災労働者の行方不明等理事長がやむを得ないと認める事由により、請求の手続を行うことができない診療費については、前項の規定にかかわらず、補償の対象とすることができるものとする。
- 3 共済事業の補償の対象となる診療費は、共済契約が効力を生じた日以降に療養の給付とともに診療費の請求を行ったものとする。

（補償費の額）

第7条 共済事業で補償する補償費の額は、不支給となった診療費の請求額を労災保険が定める労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額に対する保険者負担分の額を差引いたものとする。

（補償費の請求）

第8条 共済事業の補償費の請求は、労災診療共済補償費請求書（共済様式第5号）により、理事長に行うものとする。

- 2 第6条第1項に規定する診療費にかかる補償費の請求については、労働局又は労働基準監督署へ請求した診療費請求内訳書の写（以下「診療費請求内訳書の写」という。）及び前条において算定した社会保険診療報酬明細書の写並びに社会保険診療費本人負担分債権譲渡書（共済様式第6号）を添付して行うものとする。
- 3 第6条第2項に規定する診療費にかかる補償費の請求については、診療費請求内訳書の写及び社会保険診療報酬明細書の写のほかに理事長が別に定める書類を添付して行うものとする。

（補償費の支払）

第9条 理事長は、共済契約者から補償費の請求があったときは、関係書類等により審査を行い、支払いを決定する。

- 2 理事長は、前項により補償費の支払金額を決定したときは、共済契約者が指定

した金融機関の口座に補償費を振込むとともに、労災診療共済補償費振込通知書（共済様式第7号）を共済契約者に送付するものとする。

3 理事長は、補償費の支払を不相当と認めたときは、労災診療共済補償費不支給通知書（共済様式第8号）を共済契約者に送付するものとする。

4 理事長は、共済契約の解除を行ったときは、補償費の支払を行わないものとする。

（譲渡の禁止）

第10条 補償費の支払を受ける権利は、譲渡又は担保に供することはできないものとする。

（補償費の返還）

第11条 補償費が支払われた後に審査請求等により不支給決定が取り消され診療費が支払われた場合、または偽りその他不正の行為により補償費の支払を受けたものがある場合は、理事長は補償費の返還をさせるものとする。

（債権の確保）

第12条 共済契約者より債権譲渡を受けた社会保険診療費本人負担分については、理事長は直ちに当該労働者に対して社会保険診療費本人負担分請求書（共済様式第9号）により支払請求を行うものとする。

第4章 費用

（掛金）

第13条 センターは、共済事業に要する費用に充てるため、共済契約者から掛金を徴収する。

2 前項の規定により徴収する掛金は、療養の給付の新規の請求時に、1件につき1,800円とする。

（掛金の変更）

第14条 センターは、共済事業に要する費用に不足をきたすとき又は剰余金が生ずるときは、掛金の変更を行うことができるものとする。

（掛金の納付）

第15条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月に請求された新規の診療費から掛金を納付しなければならない。

（掛金の納付の方法）

第16条 掛金の納付は、センターが共済契約者の労災診療援護貸付金の貸付金額から控除することにより行うものとする。

2 センターが前項の規定により掛金を控除したときは、控除内訳を労災診療援護貸付金の貸付内訳と併せて通知する。

(掛金の返還)

第 17 条 共済契約の解除を行ったときは、掛金を返還しないものとする。

(共済に要する事務に係る費用)

第 18 条 センターが行う、共済事業の事務に要する費用は、年間掛金総額の 100 分の 30 を超えないものとする。

(補償費支払準備金の積立等)

第 19 条 共済事業の補償費に要する費用として、センターが毎事業年度の剰余金から補償費支払準備金として、年間掛金総額に相当する額まで積立てるものとする。

2 補償費支払準備金として積立てた後、なお剰余が生じた場合には、センターは労災診療共済事業運営委員会の議を経て、当該剰余の額を次の経費に充てることができる。

- 一 各共済契約者に対する掛金の一部に相当する額の返還
- 二 各共済契約者の互助のための事業

(補償費支払準備金の使用)

第 20 条 補償費支払準備金は、センターが共済事業の補償費の支払に充てる場合を除き、これを使用しないものとする。

第 5 章 労災診療共済事業運営委員会

(労災診療共済事業運営委員会の設置及び権限)

第 21 条 センターに、労災診療共済事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 共済事業の業務のうち次に掲げるものについては、運営委員会の議を経なければならない。

- 一 毎事業年度の事業計画及び事業報告並びに予算及び決算
- 二 重要な財産の処分又は重大な義務の負担
- 三 掛金の決定及び変更

四 前各号に掲げるもののほか、共済事業の業務の運営に関し特に重要な事項

3 運営委員会は、前項に規定するもののほか、理事長の諮問に応じて共済事業の業務に関する重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

(運営委員会の組織)

第 22 条 運営委員会は、運営委員（以下「委員」という。）6 名以内をもって組織する。

- 2 運営委員会に委員長を 1 名置き、委員の互選により選任する。
- 3 運営委員長は、委員会を総理する。

- 4 運営委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委 員)

第23条 委員は共済契約者を代表する者、共済事業の適正な運営に必要な者及びセンターの理事又は職員から各々2名以内を、理事長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。
ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の議事)

第24条 運営委員会は、共済契約者を代表する委員、共済事業の適正な運営に必要な者として委嘱された委員及びセンターを代表する委員それぞれ1名以上が出席しなければ運営委員会を開き議決をすることができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席者の総意により委員長が決する。

第6章 雑 則

(届出事項)

第25条 共済契約者は、共済契約を締結した後に病院等の住所、名称及び代表者の氏名又は労災診療共済契約申込書に記載した取引金融機関若しくは口座等を変更したときは、すみやかに労災診療共済契約届出事項変更届（様式第10号）により理事長に届出を行うものとする。

(本規程の改正)

- 第26条 この規程を改正するときは、理事長は、改正の効力が生じる日の少なくとも2週間前に改正の内容及び理由を記載した通知書を全共済契約者に対し、その届出た住所地に発しなければならないものとする。
- 2 前項の通知書を発せられなかった共済契約者に対しては、センターは、前項の規程の改正を主張できないものとする。

(委 任)

第27条 この規程に定めるもののほか、共済事業の運営に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成元年10月1日から実施する。

附 則（平成4年1月7日 規程第1号）

- 1 この規程は、平成4年4月1日から実施する。
- 2 この規程の実施前に労働基準監督署長が不支給の決定を行ったものについては、

なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 1 月 5 日 規程第 1 号）

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 13 年 3 月 21 日 規程第 1 号）

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成 23 年 6 月 9 日 規程第 4 号）

- 1 この規程は、平成 23 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 国からの委託である労災診療費審査体制等充実強化対策事業（以下「労災診療費審査事業」という。）が廃止になっていない地方事務所にあっては、廃止になる月の前日までは、なお改正前の規程を適用することとし、平成 23 年 10 月 1 日からは、労災診療費審査事業の廃止の有無にかかわらず、改正後の規程を適用する。
- 3 理事長は、共済契約の効力の生じた日より前の当該日の属する月に行った診療については、補償の対象とすることができる。

様 式

(様式第1号)

財団法人 労災保険情報センター 理事長 殿

(お申込日)

平成 年 月 日

労働災害診療援助金貸付契 約 申 込 書

労災診療援護貸付金貸付及び労災診療共済に係る契約について、別紙Ⅰ（労災診療援護貸付金の貸付条件等及び利用方法について）及び別紙Ⅱ（労災診療共済契約に係る補償費の支払等及び利用方法について）の各条項を了承の上、契約の締結を致したく、下記の関係書類を添えて申込をします。

なお、配付された労災診療援護貸付金貸付規程及び労災診療共済規程についても承認を致します。

1. 指定病院等の番号
2. 振込み金融機関名
3. 振込み店舗名
4. 金融機関コード
5. 預金の種別
6. 振込みの口座番号
フリガナ
7. 口座名義人

[illegible]

1. 普通 2. 当座

[illegible]

8. 労災指定医療機関指定年月日 平成 年 月 日

(関係書類) 労災指定病院等登録 (変更) 報告書

診療費代理受領委任状

診療費代理受領委任通知書

郵 便 番 号

住 所

病院名又は診療所名

(フ リ ガ ナ)

代表者の氏名

労災診療援護貸付金の貸付条件等及び利用方法について

第1条（契約の成立）

労災診療援護貸付金貸付契約（以下「貸付契約」といいます。）は、財団法人労災保険情報センターの理事長（以下「理事長」といいます。）が申込を承諾したときに成立し、財団法人労災保険情報センター（以下「センター」といいます。）から送付される「労災診療援護貸付金貸付契約承諾書」に記載された日から契約は効力を生ずるものとします。

第2条（契約の解除）

- 1 理事長は、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、貸付契約を解除することができます。

- ① 貸付契約を締結した者（以下「貸付契約者」といいます。）が、都道府県労働局長の指定する病院又は診療所（以下「指定病院等」といいます。）の取消を受けたとき
- ② 貸付契約者が、偽りその他不正の行為等によって貸付を受け又は受けようとしたとき
- ③ 貸付契約者が、貸付条件等の各条項に違反したとき
- ④ その他貸付契約を継続することが不適当と認められるとき

- 2 理事長は、前項の規定により貸付契約を解除する場合には、あらかじめ貸付契約者から弁明（第1号の事由による場合は除きます。）を聴いた上で、「労災診療援護貸付金貸付契約解除通知書」（以下「貸付契約解除通知書」といいます。）にその理由を記入して通知します。

- 3 貸付契約者が貸付契約を解除しようとするときは、「労災診療援護貸付金貸付契約解除届」を理事長に提出していただきます。この場合も、理事長から「貸付契約解除通知書」により通知をします。

なお、契約解除の日は、「貸付契約解除通知書」に記載した日とします。

第3条（契約解除に伴う貸付金の返済）

貸付契約が解除されたときは、未返済の貸付金の全額を返済していただきます。この場合、貸付契約者に対し「労災診療援護貸付金貸付契約解除に伴う精算不足金請求書」を送付しますので、請求書発送の日から20日以内に返済していただきます。

第4条（貸付の条件）

貸付の条件は、つぎのとおりになります。

- ① 貸付は、貸付契約者が都道府県労働局長に対し、請求した診療費《診療費請求内訳書（以下「レセプト」といいます。）ごとに単位とします。以下、単にこれを「診療費」といいます。》につき、これと同額の金銭を貸付け契約者の貸付の申込に基づいて貸付けることとします。すなわち、レセプトごとの診療費について、原則としてこれと同額の金銭を貸付けることとなります。

なお、次号の金融機関の口座への振込をもって貸付をしたものとします。

ただし、その振込の日までに、都道府県労働局長又は労働基準監督署長により貸付の基礎となる診療費の額が不支給決定、査定等により増減されたものについては、その増減額された後の金額と同額の金銭を貸付けることとします。

- ② 貸付は、暦月単位で月1回貸付けることとし、貸付契約者が指定する金融機関の口座に貸付金の総額（レセプトごとの貸付金の合計額。原則として診療費請求書の金額と同額になります。）を一括して振り込みます。

ただし、センターが定める貸付申込締切日（原則として都道府県労働局毎ごとに定められている診療費請求書の締切日と同じ日です。）を過ぎて貸付の申込があったものについては、翌月に貸付を行います。

- ③ 貸付金の貸付の基礎とした診療費については、その受領の権限を理事長に委任していただきます。

- ④ 貸付金の返済の期限は、その貸付金の貸付の基礎となる診療費について厚生労働省により支出決定（診療費の支出の基礎となる療養の給付の請求について不支給決定等が行われ、その診療費が支払われなくなった場合も含みます。）が行われた日以降とし、理事長が代理受領した診療費をもって貸付金の返済に充当することとします。従って、保留等により診療費の支出がなされない間は、その診療費にかかる貸付金の返済期限は到来しないこととなります。

- ⑤ 理事長が代理受領した診療費を貸付金の返済に充当した場合に、査定減、不支給等の理由により返済すべき額に満たないとき（差押その他の事情により、理事長が貸付金の返済に充当できなかった場合も含みます。）は、翌月の貸付金の総額から未返済の貸付金相当額を控除して返済に充当することとします。この場合におい

て、その月に貸付けた貸付金の総額は、その月の貸付決定をした貸付金の総額すなわち控除前の貸付金の総額ということになります。

- ⑥ 前号により翌月の貸付金の総額から未返済の貸付金相当額を控除して返済に充当しても、なお貸付金の金額の返済が完了しないときは、その翌々月の貸付金の総額から未返済の貸付金相当額を控除して返済に充当することとします。（この場合においても、その月に貸付けた貸付金の総額は、控除前の貸付金の総額ということになります。）
- ⑦ 翌月及び翌々月の貸付金の総額から未返済の貸付金相当額を控除してもなお貸付金の全額の返済が完了しないときは、理事長はその旨を貸付契約者に通知し、未返済の金額の返済を請求します。
- ⑧ 理事長が代理受領した診療費が査定増等の理由により貸付金の未返済額を上回るときは、その差額を貸付契約者が指定した金融機関の口座に振込むこととします。
- ⑨ 貸付金に充当する予定の診療費は、譲渡又は担保に供してはならないものとします。
- ⑩ 貸付金は、無利子とします。
- ⑪ 金融機関の振込手数料は、センターが負担します。

第5条（貸付の申込及び貸付の通知）

- 1 貸付の申込をする貸付契約者は、貸付申込締切日までに、診療費請求書等を都道府県労働局に提出してください。
- 2 理事長は、貸付契約者が指定した金融機関の口座に貸付金を振込むとともに、「労災診療援護貸付金貸付・診療費等支払充当振込通知書」（以下「支払充当通知書」といいます。）及び診療費請求に係る「労災診療援護貸付金額内訳書」を貸付契約者に送付します。

第6条（貸付の拒否）

- 1 理事長は、貸付契約者が第2条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は貸付を申込まれた診療費について差押があったときは、貸付を拒否することができるものとします。
- 2 理事長は、貸付を拒否することを決定したときは、「労災診療援護貸付金貸付申込拒否通知書」にその理由を記入して通知します。

第7条（貸付金の精算手続等）

- 1 第4条第4号により理事長が代理受領した診療費を貸付金額の返済に充当したときは、「支払充当通知書」及び「労災診療援護貸付金額に対する診療費支払充当内訳書」（以下「支払充当内訳書」といいます。）を貸付契約者に送付します。
- 2 第4条第5号又は第6号により翌月又は翌々月の貸付金の総額から不足額を控除して返済に充当したときは、前項の「支払充当通知書」及び「支払充当内訳書」を貸付契約者に送付します。
- 3 第4条第7号により未返済の金額の返済を請求するときは、貸付契約者に「労災診療援護貸付金精算不足金返済請求書」を送付します。
- 4 前項の請求に係る金額の返済期限は、請求書発送の日から20日とします。

第8条（届出事項の変更）

貸付契約者は、貸付契約を締結した後に病院等の住所、名称及び代表者の氏名又は労災診療援護貸付金貸付契約申込書に記載した取引金融機関若しくは口座を変更したときは、すみやかに「労災診療援護貸付金貸付契約届出事項変更届」により届出を行っていただきます。

第9条（契約内容の変更）

貸付契約の内容を変更しようとするときは、理事長は、貸付契約者にその内容及び理由を記載した文書を貸付契約者の届出た住所地に普通郵便で送達することとし、送達後20日（センター所持の発送簿記載の日を基準とします。）以内に変更に対する意義の回答のない限り貸付契約者は、その変更を承諾したものとします。

第10条（貸付契約締結前の支払保留分の貸付）

貸付契約が効力を生ずる日前に診療費の請求が行われており、契約締結後も支払が行われていないもの（いわゆる契約前の保留分）についても、貸付を行うこととします。

労災診療共済契約にかかる補償費の支払い等及び利用方法について

第1条（契約の成立）

労災診療共済契約（以下「共済契約」といいます。）は、財団法人労災保険情報センター理事長（以下「理事長」といいます。）が申込を承諾したときに成立し、財団法人労災保険情報センター（以下「センター」といいます。）から送付される「労災診療共済契約承諾書」に記載された日から契約は効力を生ずるものとします。

第2条（契約の解除）

- 理事長は、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、共済契約を解除することができます。
 - 共済契約を締結した者（以下「共済契約者」といいます。）が、指定病院等の取消を受けたとき
 - 共済契約者が、偽りその他不正の行為等によって補償費の支払を受け又は受けようとしたとき
 - 共済契約者が、共済契約の各条項に違反したとき
 - 共済契約を継続することが不適当と認められるとき
 - 共済契約者が共済契約の解除を申し出たとき
- 理事長は、前項の規定により共済契約を解除する場合には、あらかじめ共済契約者から弁明（第1号の事由による場合は除きます。）を聴いた上で、「労災診療共済契約解除通知書」（以下「共済契約解除通知書」といいます。）にその理由を記入して通知します。
- 共済契約者が共済契約を解除しようとするときは、「労災診療共済契約解除届」を理事長に提出していただきます。この場合も、理事長から「貸付契約解除通知書」により通知をします。
なお、契約解除の日は、「共済契約解除通知書」に記載した日とします。

第3条（補償の対象となる診療費）

- 共済事業の補償の対象となる診療費は、共済契約者が労働者災害補償保険法第13条第1項又は第22条第1項に基づく請求（再発に係るものは除く。以下「療養の給付」という。）により被災労働者の診療を行い、労働局又は労働基準監督署へ請求した診療費について、所轄労働基準監督署長が不支給の決定を行い、診療費の支払いが受けられなくなったもののうち、労災保険から不支給となった診療費について、健康保険法施行規則第53条又は国民健康保険法第36条第3項に規程する療養の給付に係る手続きを保険者に行ったものとします。
ただし、理事長が労災診療共済事業運営委員会の決議を経て指定する傷病に係る診療費については、対象外とします。
- 被災労働者の行方不明等理事長がやむを得ないと認める事由により、請求手続きを行うことができない診療費については、補償の対象とすることができるものとします。
- 共済事業の補償の対象となる診療費は、共済契約が効力を生じた日以降に療養の給付とともに診療費の請求を行ったものについて、補償の対象とします。

第4条（補償の額）

共済事業で補償される補償費の額は、不支給となった診療費の請求額を労災保険が認める労災診療費算定基準により算定した額から、その診療内容について社会保険診療報酬点数表によって算定して得られた額に対する健康保険等他保険の保険者が負担する額を差引いた額とします。

第5条（補償費の請求）

- 共済事業の補償費は、「労災診療共済補償費請求書」により、理事長へ請求してください。
- 第3条第1項にかかるものの請求については、労働局へ請求した診療費請求内訳書の写（以下「診療費請求内訳書の写」といいます。）及び前条において算定した社会保険診療報酬明細書の写並びに「社会保険診療費本人負担分償権譲渡書」を添付してください。
- 第3条第2項にかかるものの請求については、診療費請求内訳書の写及び社会保険診療報酬明細書の写のほかに理事長が別に定める書類を添付してください。

第6条（補償費の支払）

- 理事長は、関係書類等により審査を行い補償費の支払金額を決定したときは、共済契約者が指定した金融機関の口座に補償費を振込むとともに、「労災診療共済補償費振込通知書」を共済契約者に送付します。
- 理事長は、補償費の支払を不適当と認めたときは、「労災診療共済補償費不支給通知書」を共済契約者に送付します。

3 理事長は、共済契約の解除を行ったときは、補償費の支払をしません。

第7条（譲渡の禁止）

補償費の支払を受ける権利は、譲渡又は担保にすることはできません。。

第8条（補償費の返還）

補償費が支払われた後に審査請求等により不支給決定が取り消され診療費が支払われた場合、または偽りその他不正の行為により補償費の支払いを受けたものがある場合には、理事長は、補償費の返還を請求します。

第9条（掛 金）

1 センターは、共済事業に要する費用に充てるため共済契約者から掛金を徴収します

2 前項の規定により徴収する掛け金は、療養の給付の新規の請求時に1件につき1,800円とします。

第10条（掛金の変更）

センターは、共済事業に要する費用に不足をきたすとき又は剰余金が生ずるときは、掛金の変更を行うことができるものとします。

第11条（掛金の納付）

共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月に請求された新規の診療費から掛金を納付して頂きます。

第12条（掛金の納付の方法）

1 掛金の納付は、センターが共済契約者の労災診療援護貸付金の貸付金額から控除することにより行います。

2 センターが前項により掛金を控除したときは、控除内訳を労災診療援護貸付金の貸付内訳と併せて通知します。

第13条（掛金の変換）

共済契約が原因のいかんにかかわらず解除されたときは、掛金は返還致しません。

第14条（届出事項）

共済契約者は、共済契約を締結した後に病院等の住所、名称及び代表者の氏名又は労災診療共済契約申込書に記載した取引金融機関若しくは口座を変更したときは、すみやかに「労災診療共済契約届出事項変更届」により届出て頂きます。

第15条（契約内容の変更）

共済契約の内容を変更しようとするときは、理事長は、共済契約者にその内容及び理由を記載した文書を共済契約者の届出た住所地に普通郵便で送達することとし、送達後20日（センター所持の発送簿記載の日を基準とする。）以内に変更に対する異議の回答がない限り共済契約者は、その変更を承諾したものとします。

なお、異議の申出のあった場合は、共済契約の解除とみなして、第2条第3項の例により通知します。

(様式第2号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付
契 約 承 諾 書
労 災 診 療 共 済

平成 年 月 日貴殿から労災診療援護貸付金貸付契約及び労災診療共済
契約の申込がありましたが、平成 年 月 日をもって契約を締結すること
としましたのでお知らせします。

財団法人 労災保険情報センター

理事長

郵便番号
住所
病院名又は診療所名
(フリガナ)
代表者の氏名

様

(様式第3号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付 契 約 解 除 通 知 書
労 災 診 療 共 済

下記の理由により、労災診療援護貸付金貸付契約及び労災診療共済契約を、平成
年 月 日をもって解除することとしましたのでお知らせします。

記

(解除の理由)

財団法人 労災保険情報センター
理事長

病院又は診療所名
代 表 者 の 氏 名

様

(様式第 4 号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付
契 約 解 除 届
労 災 診 療 共 済

下記の理由により、労災診療援護貸付金貸付契約及び労災診療共済契約を解除することとしましたので、労災診療援護貸付金貸付規程第 7 条及び労災診療共済規程第 5 条の規程により届出ますのでよろしくお願い致します。

記

(解除の理由)

住 所
病院名又は診療所名
代 表 者 の 氏 名



平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付 契約届出事項変更届
労 災 診 療 共 済

下記の事項について変更いたしましたので、労災診療援護貸付金貸付規程第14条及び労災診療共済規程第25条の規程により届けます。

記

	新	旧
1 郵便番号		
2 住所		
3 病院又は診療所名		
4 (フリガナ) 代表者氏名		
5 振込金融機関名		
6 振込店舗名		
7 金融機関コード		
8 預金の種別	1 普通 2 当座	1 普通 3 当座 5 通知 7 別段
9 振込の口座番号		
10 (フリガナ) 口座名義人		

指定病院等の番号

住所

病院又は診療所名

代表者の氏名



(様式第 5 号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付契約解除
に伴う精算不足金返済請求書

労災診療援護貸付金貸付契約解除に伴い、平成 年 月 日までに貸付けた労災診療援護貸付金に関し、労災診療援護貸付金貸付規程第 6 条の規程により未返済の金額を請求しますので、平成 年 月 日までに下記の金額を指定口座にお振込みください。

なお、疑義がありましたら、お問い合わせください。

記

1 請求金額 金 円 (1 - 2) (別紙)

(内訳) 1 貸付金額 円
2 代理受領・充当額 円

2 振込先

銀 行 銀行 支店
口座番号 普
名 義 人 財団法人 労災保険情報センター

財団法人 労災保険情報センター
理事長

病院名又は診療所名
代 表 者 の 氏 名

様

(貸付様式第5号) 別紙

労災診療援護貸付金貸付契約解除に伴う精算不足金返済内訳書

平成22年05月13日

病院又は診療所名 0200781
 ○○○病院 0781

受付年月日	保険(年金証書)番号 生年月日・傷病年月日	償還期間		借入額 (A)	診療支払額 (B)	(B)で(A)の返済 が不足した額	前月以前に 充当済みの額 (C)	今月の立替金を 不足額に充当し た額(D)	今月、国別に 別途返済し た額(E)	(A)の返済が不足 している額 (A)-(B)-(C)-(D)-(E)
		始期	終期							
H21.07.11	02007810105101 S50.04.21 H21.07.03	H21.07.03	H21.07.24	15,780			9,000			6,780
H21.08.11	02007810049349 S44.09.10 H21.08.11	H21.08.10	H21.08.29	12,325					10,000	2,325
H21.08.11	02007810101981 S43.01.01 H21.08.14	H21.08.14	H21.08.26	15,030	10,000					5,030
H21.09.11	02007810145182 S59.02.03 H21.09.06	H21.09.06	H21.09.09	5,834		2,000				3,834
H21.11.11	020078110 020078135	H21.11.01	H21.11.28	10,962					5,000	13,962
H21.12.11	020078168	H21.12.09	H21.12.17	7,539			3,000			4,539
H22.02.11	020078191	H22.02.02	H22.02.13	10,024				10,000		24
H22.02.11	020078108	H22.02.07	H22.02.15	8,875		5,000				3,875
H22.03.11		H22.03.01	H22.03.10	22,257	15,000					7,257
			合 計	116,626	25,000	7,000	12,000	10,000	15,000	47,626

(様式第 6 号)

労災診療援護貸付金貸付のための依頼書

平成 年 月 日

厚生労働省 労働局長 殿

(財団法人労災保険情報経由)

労災指定病院の	{	番 号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
		所在地									
		名 称									
代表者若しくは責任者名	印										

私が、財団法人労災保険情報センター（東京都文京区後楽1丁目4番25号
理事長 林 勝利）と労災診療援護貸付金貸付契約を締結するにあたり、当該
貸付を受けるために必要な事項を、今後、貴殿から財団法人労災保険情報センタ
ーに提供していただくようご依頼します。

なお、特に私が異議を申し出ない限り、労災診療費の請求の都度、必要な情報
提供を行っていただくようお願いします。

労災診療援護貸付金貸付・支払充当等振込通知書

平成 年 月 日

振込のお知らせ

下記の振込額をご指定の口座に振り込みましたのでお知らせします。

振込額 円

なお、振込額は今回請求労災診療費の立替金に次の加減を行い計算しました。

振込額＝ (1)－(2)－(3)＋(4)＋(5)－(6)

(1) 今回労災診療費立替金（借入額）	件	円	(別紙 1 の①)
(2) 共済掛金として差引く額	件	円	(別紙 1 の②)
(3) 精算不足を立替金から差引く額	件	円	(別紙 2 の⑤)
(4) 査定増分を返却する額	件	円	(別紙 2 の④)
(5) 共済掛金を返却する額	件	円	(別紙 2 の⑧)
(6) 長期運転資金返済として差引く額	件	円	(注 3 参照)

残高のお知らせ

立替金残高は下記の通りです。

(7) 前回までの立替金残高	件	円	(前月お知らせした額)
(8) 今回の立替額（借入額）	件	円	(別紙 1 の①)
(9) 今回の精算額（返済額）	件	円	(別紙 2 の⑨)
(10) 現在の立替金残高（(7)＋(8)－(9)）	件	円	(別紙 1 の①＋別紙 2 の⑦不支給額) ＋別紙 3 の⑩)

(注)

- この通知書は「労災診療援護貸付金貸付・診療費等支払充当振込通知書 兼 労災診療被災労働者援護事業還付金振込通知書」を兼ねるものとします。
- 本書中「借入」「返済」は貴院からみた、借入・返済です。
- (6)の金額は、長期運転資金を借り入れている場合に記載されます。

郵便番号

住 所

病院又は診療所名

代表者の氏名

様

財団法人 労災保険情報センター 理事長

(貸付様式第6号) 別紙1

平成22年05月25日

診療費請求に係る労災診療援護貸付金額内訳書

病院名又は診療所名
〇〇〇病院0567

1400567

受付年月日	通知番号		療養期間		診療費請求額	査定等増減額	借入額	共済掛金
	保険(年金証書)番号	生年月日・傷病年月日	始期	終期				
		その他	2件		30,000	0	30,000	
		合 計	2件		30,000	0	30,000 ①	掛金合計 0 ②

本表は、レセプトによる借入額から共済掛金が差し引かれた新規診療のレセプトのみ明細を表示しております。新規診療のレセプト以外は、「その他」にまとめて借入額を表示しております。

労災診療援護貸付金額に対する診療費支払充当額内訳書

平成22年05月25日

病院名又は診療所名
〇〇〇病院〇〇〇

1400382

支払 年月日	保険(年金証書)番号 生年月日・保険年月日	診療期間		診療費 請求額	借入額 (A)	診療費 支払額 (B)	(A)と(B)の 差額(差)	(A)と(B)の 差額(増)	前月以前に 充当済みの額 (C)	今月の立替金 不足額に充当し た額(D)	今月、個別に 別途返済した 額(E)	(A)の返済が不足 している額(A)- (B)-(C)-(D)-(E)	共済掛金 の返却額
		始期	終期										
H22.02.15	140038201	H22.02.01	H22.02.09										0
H22.02.15	1400382000001												0
H22.02.15	355.02.01 H22.02.02	H22.02.03	H22.02.09										
		その他	0件	0	0	0							
		合計	2件	20,000	20,000	15,400	4,600	0	0	0	0	4,600	0
						③		④		⑤	⑥	⑦	⑧
									返済額 (②-④+⑤+⑥)=		0		

本表は、診療費支払額(貴方が病院に代わって受け取ります)で借入額を返済したレセプトのうち、返済に過不足があったレセプト及び共済掛金を返却したレセプトのみ明細を表示しております。
それ以外は、「その他」に返済額をまとめて表示しております。
診療費支払額明細部に※印のものは、前月以前の支払であり、合計額⑧には加算していません。

(貸付様式第6号) 別紙3

平成22年05月25日

労災診療援護貸付金額に対する貸付金未精算額（保留額）内訳書

病院名又は診療所
〇〇〇病院 〇 1 4 5

2100145

受付年月日	通知番号		療養期間		診療費請求額	査定等増減額	借入額
	保険(年金証書)番号	生年月日・傷病年月日	始期	終期			
H22.03.11	210014599		220315	220316	19,112	0	19,112
		合 計	1件		19,112	0	19,112 ⑩

本表は、国からの診療費支払が保留となっているため、借入（未精算）となっているレセプトの明細を表示しております。

(貸付様式第7号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付申込拒否通知書

平成 年 月 日付で受けました診療費請求に係る労災診療援護貸付金貸付の申込みについては、下記の理由により拒否することになりましたのでお知らせします。

記

(拒否理由)

財団法人 労災保険情報センター

理事長

病院又は診療所名

代 表 者 の 氏 名

様

平成 年 月 日

(貸付様式第8号)

労災診療援護貸付金精算不足金返済請求書

平成 年 月 日 までに貸付けた労災診療援護貸付金のうち返済期の到来した貸付金に関し、労災診療援護貸付金貸付規程第8条第4号、第5号及び第6号の規定による充当処理を行ってもなお下記のとおり未返済の金額が生じました。

つきましては、同規程第12条第3項の規程により未返済の金額を請求しますので、平成 年 月 日までに下記の金額を指定口座にお振込み下さい。

なお、疑義がありましたら財団法人労災保険情報センターにお問合わせ下さい。

記

1 請求金額 金 円 (①-②-③-④) (別紙)

(内訳)	① 貴院の借入額 (A)	円
	② 診療費支払額で充当した額 (B)	円
	③ 前月以前に充当済みの額 (C)	円
	④ 今月の立替額を不足額に充当した額 (D)	円

2 振込先

銀行
支店
口座番号 普
名義人

財団法人 労災保険情報センター
理事長

郵便番号
住所

病院又は診療所名
代表者の氏名

様

(貸付様式第8号) 別紙

平成22年 5月25日

労災診療援護貸付金精算不足金返済内訳書

病院又は診療所名

1234567

〇〇〇病院 1 2 3 4

受付年月日	保険(年金証書)番号	療養期間		借入額 (A)	診療費支払額 (B)	(A)と(B)の 差額(減)	前月以前に 充当済みの額 (C)	今月の立替金を 不足額に充当し た額(D)	(A)の返済が不足 している額 (A)-(B)-(C)-(D)
	生年月日・傷病年月日	始期	終期						
H22.04.15	0000000000	220401	220402	100,000	50,000	-50,000	0	0	-50,000
H22.04.15	21000005200000 5450615 220401	220405	220408	100,000	50,000	-50,000	0	0	-50,000
	合 計		2件	200,000	100,000	-100,000	0	0	100,000
	(内今回請求分)		2件	200,000	100,000	-100,000	0	0	

(注) ※は既にご請求をさしあげている分で、未だご入金されていない分です。
今回のご請求には含まれていません。

(自治体用様式第1号)

財団法人 労災保険情報センター 理事長 殿

(お申込日)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付 契 約 申 込 書 労 災 診 療 共 済

労災診療援護貸付金貸付及び労災診療共済に係る契約について、別紙Ⅰ（労災診療援護貸付金の貸付条件等及び利用方法について）及び別紙Ⅱ（労災診療共済契約に係る補償費の支払等及び利用方法について）の各条項を了承の上、契約の締結を致したく、下記の関係書類を添えて申込をします。

なお、配付された労災診療援護貸付金貸付規程及び労災診療共済規程についても承認を致します。

1. 労災指定医等の番号

2. 振込み金融機関名

3. 振込み店舗名

4. 金融機関コード

5. 預金の種別

6. 振込みの口座番号

フリガナ

7. 口座名義人

1. 普通 2. 当座

8. 労災指定医療機関指定年月日 平成 年 月 日

郵便番号

住所

病院名又は診療所名

フリガナ

代表者の氏名



(自治体用様式第2号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付
契 約 承 諾 書
労 災 診 療 共 済

平成 年 月 日貴殿から労災診療援護貸付金貸付契約及び労災診療共済
契約の申込がありましたが、平成 年 月 日をもって契約を締結すること
としましたのでお知らせします。

財団法人 労災保険情報センター

理事長

郵便番号
住所
病院名又は診療所名
(フリガナ)
代表者の氏名

様

(自治体用様式第3号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付 契 約 解 除 通 知 書
労 災 診 療 共 済

下記の理由により、労災診療援護貸付金貸付契約及び労災診療共済契約を、平成
年 月 日をもって解除することとしましたのでお知らせします。

記

(解除の理由)

財団法人 労災保険情報センター
理事長

病院又は診療所名
代 表 者 の 氏 名

様

(自治体用様式第4号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付
労 災 診 療 共 済 契 約 解 除 届

下記の理由により、労災診療援護貸付金貸付契約及び労災診療共済契約を解除することとしましたので、労災診療援護貸付金貸付規程第7条及び労災診療共済規程第5条の規程により届出ますのでよろしくお願いします。

記

(解除の理由)

住 所
病院名又は診療所名
代 表 者 の 氏 名

印

(自治体用様式第5号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付
労 災 診 療 共 済 契約届出事項変更届

下記の事項について変更いたしましたので、労災診療援護貸付金貸付規程第13条及び労災診療共済規程第24条の規程により届けます。

記

	新	旧
1 郵便番号		
2 住所		
3 病院又は診療所名		
4 代表者氏名		
5 振込金融機関名		
6 振込店舗名		
7 金融機関コード		
8 預金の種別	1 普通 2 当座	1 普通 3 当座 5 通知 7 別段
9 振込の口座番号		
10 口座名義人		

住所
病院又は診療所名
代表者の氏名

印

財団法人 労災保険情報センター理事長 殿

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付契約解除
に伴う貸付金返済請求書

労災診療援護貸付金貸付契約解除に伴い、平成 年 月 日までに貸付けた労災診療援護貸付金に関し、労災診療援護貸付金貸付規程第6条の規程により未返済の金額を請求しますので、平成 年 月 日までに下記の金額を指定口座にお振込みください。

なお、疑義がありましたら、お問い合わせください。

記

1 請求金額 金 円
(但し、診療費請求内訳書 件)

2 振込先
銀行 銀行 支店
口座番号 普
名義人 財団法人 労災保険情報センター

財団法人 労災保険情報センター
理事長

病院又は診療所名
代表者の氏名 様

(自治体用貸付様式第6号) 別紙

労災診療援護貸付金貸付契約解除に伴う貸付金返済内訳書

平成22年05月18日

病院又は診療所名 0300361
〇〇〇病院 0 3 6 1

受付年月日	通知番号		償還期間		診療費請求額	査定等増減額	貸付金	回収額
	保険(年金証書)番号	生年月日・傷病年月日	始期	終期				
H21.07.11	03003610105151	550.04.21 H21.07.03	H21.07.03	H21.07.24	15,780	-2,000	13,780	10,000
H21.08.11	03003610040040	544.09.18 H21.08.11	H21.08.15	H21.08.29	12,325	3,500	15,825	7,000
H21.08.11	03003610191981	548.01.01 H21.08.14	H21.08.14	H21.08.26	15,030	-4,000	11,030	9,000
H21.09.11	03003610145182	558.02.03 H21.09.06	H21.09.06	H21.09.08	5,834	-3,000	2,834	1,000
H21.11.11	030036110		H21.11.01	H21.11.28	18,962	1,000	19,962	8,000
H21.12.11	030036135		H21.12.09	H21.12.17	7,539	2,300	9,839	9,000
H22.02.11	030036158		H22.02.02	H22.02.13	10,924	-1,300	9,724	8,000
H22.02.11	030036181		H22.02.07	H22.02.15	8,875	2,000	10,875	2,000
H22.03.11	030036108		H22.03.01	H22.03.10	22,257	-8,000	14,257	1,000
				合 計	116,526	-10,800	105,826	
							返病請求額	50,826

(自治体用貸付様式第7号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金振込通知書

下記の振込額をご指定の口座に振り込みましたのでお知らせします。

平成 年 月 分貸付決定分貸付総額

金 円
(但し、診療費請求内訳 件)

郵便番号
住 所

病院又は診療所名

代 表 者 の 氏 名

様

財団法人 労災保険情報センター 理事長

(自治体用貸付様式第7号) 別紙

診療費請求に係る労災診療援護貸付金額内訳書兼共済掛金納付額内訳書

平成22年05月25日

1502009

病院又は診療所名
〇〇〇クリニック 2009

受付年月日	通知番号		療養期間		診療費請求額	査定等増減額	貸付額		共済掛金
	保険(年金証書)番号	生年月日・傷病年月日	始期	終期					
H22.03.15	150200901		H22.03.01	H22.03.09	20,000		20,000		0
H22.03.15	15020090000001	\$55.03.01 H22.03.02	H22.03.03	H22.03.08	10,000		10,000		1,800
		その他	0件		0	0	0	掛金件数	1件
		合計	2件		30,000	0	30,000	掛金合計	1,800
								掛金返戻件数	0件
								掛金返戻合計	0

(自治体用貸付様式第8号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付申込拒否通知書

平成 年 月 日付で受けました診療費請求に係る労災診療援護貸付金貸付の申込みについては、下記の理由により拒否することになりましたのでお知らせします。

記

(拒否理由)

財団法人 労災保険情報センター

理事長

病院又は診療所名

代 表 者 の 氏 名

様

(自治体用貸付様式第9号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付申込書

労災診療援護貸付金貸付規程第9条の規定により、下記の金額を貸付申込みいたします。

記

1. 借入金額

金 円

但し、平成 年 月 日請求した診療費請求内訳書 件分

住 所

病院又は診療所名

代表者の氏名

印

財団法人 労災保険情報センター 理事長 殿

(自治体用貸付様式第10号)

労災診療援護貸付金返済請求書

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金貸付規程第12条の規定により、下記の貸付金の返済を請求いたしますので
平成 年 月 日までに当財団指定の口座にお振込み下さい。

返済請求額 金 円

(但し、診療費請求内訳 件)

振込先 金融機関

銀行
支店

口座番号

口座名義人

また、下記のものについては、国からの支払が保留となっておりますのでお知らせします。
平成 年 月 貸付決定分までの貸付金額のうち未精算額 円

郵便番号
住 所

病院又は診療所名

代 表 者 の 氏 名

様

財団法人 労災保険情報センター 理事長

(自治体用貸付様式第10号) 別紙

労災診療費貸付金額に対する貸付金未精算額 (保留額) 内訳書

平成22年05月25日
1502009

病院又は診療所名

〇〇〇クリニック2009

受付年月日	通知番号		療養期間		診療費請求額	査定等増減額	貸付額
	保険(年金証書)番号	生年月日・傷病年月日	始期	終期			
220315	150200948		220301	220305	200,000	0	200,000
		合計	1件		200,000	0	200,000

(自治体用貸付様式第 11 号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金再貸付申込書

労災診療援護貸付金貸付規程第 12 条の 2 の規定により、下記の金額の再貸付けの申込みをいたします。

記

1. 借 入 金 額

金 円

住 所

病院又は診療所名

代 表 者 の 氏 名

印

財 団 法 人 労 災 保 険 情 報 セ ン タ ー 理 事 長 殿

(自治体用貸付様式第12号)

平成 年 月 日

労災診療援護貸付金再貸付振込通知書

下記の金額を指定の金融機関の口座に振込ましたので通知します。

記

貸 付 金 額 金 円

但し、労災診療援護貸付金貸付規程第12条の2の規定に係る
再貸付金額

住 所

病院名又は診療所名

代 表 者 の 氏 名 様

財団法人 労災保険情報センター

理事長